全国保健所管理栄養士会規約

第１章　名称と事務所

第１条　本会は、全国保健所管理栄養士会と称する。

第２条　本会の事務所は、東京都新宿区におく。

第２章　目的と事業

第３条　本会は、保健所管理栄養士の知識と技術の向上を図り、会員相互の連携親睦を図り、もって、国民の健康づくりに寄与し、わが国の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）保健所管理栄養士の業務に関する事項

（２）研修に関する事項

（３）調査研究に関する事項

（４）情報の収集及び提供に関する事項

（５）その他本会の目的達成に必要な事項

第３章　会員と組織

第５条　本会会員は、次の各号のいずれかに該当する管理栄養士、栄養士とする。

（１）保健所に勤務するもの

（２）都道府県（政令市・中核市を含む）・指定都市、特別区で本庁の保健所管理栄養士業務を所管しているもの

（３）本会の目的に賛同するもの

第６条　本会会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、会長にその承認を受けなければならない。

第７条　本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、本会会員は会費を支払う義務を負う。

第８条　本会会員は当該年度の６月末までに退会手続きをすることにより、任意に退会することができる。

第９条　会員は、次の各号のいずれかに該当すると理事会が決定した場合には、会員資格を失う。

（１）第５条の各号に該当しなくなったとき

（２）第７条の支払い義務を２年以上履行しなかったとき

第１０条　正会員が第９条第１項２号により資格を喪失したときは、未納分の会費の支払いは免れることはできない。

第４章　役 員

第１１条　本会に次の役員をおく。

会　長　１名

副会長　２名

理　事　若干名

監　事　２名

第１２条　会長、副会長は、理事の互選により選出する。

２　理事は、会員の互選により選出する。

３　理事に会計担当２名を置く。

４　監事は、会長が委嘱する。

第１３条　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の職務を代行する。

３　理事は、会長および副会長とともに理事会を組織し、この会の業務の執行にあたる。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）会務及び財務を監査すること。

（２）会務及び財務の執行について不正の事実を発見したときは、総会の招集を会長に請求すること。

（３）総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

第１４条　役員の任期は、２か年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第５章　顧 問

第１５条　本会に顧問を若干名おくことができる。

２　顧問は、会長が委嘱する。

３　顧問は、本会の重要な事項について会長の諮問に応じ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第６章　理事会

第１６条　理事会は必要に応じ会長がこれを招集する。ただし理事の３分の１以上が会議の目的事項を示して請求した場合には、会長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

第１７条　理事会は、この規約に定められたもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に附議する事項

（２）その他会長において附議する事項

２　理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。 ただし、あらかじめ通知された事項について書面で意思表示したものは出席者とみなす。

３　議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決する。

４　緊急を要し、理事会を開催することができない場合は書面審議により議決することができる。

第７章　総 会

第１８条　総会は年１回以上開催し会長が招集する。

ただし、監事の連名又は会員の４分の１以上が会議の目的事項を示して請求した場合は、会長はすみやかに総会を招集しなければならない。

２　会議に議長、副議長をおく。議長、副議長は会員の中から選出する。

３　総会は会員の２分の１以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。

ただし、あらかじめ通知された事項について書面で意思表示したものは出席者とみなす。

４　議事は出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長が決める。

５　緊急を要し、総会を開催することができない場合は書面審議により議決することができる。

第１９条　総会はこの規定に定められたもののほか重要な事項として会長が特に附議した事項を審議する。

２ 総会に附議しなければならない事項は次のとおりとする。

（１）会規約の改廃変更

（２）事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算

（３）その他、特に必要と認めた事項

第８章　会　計

第２０条　本会の会計は、会費・寄附金及びその他の収入をもってこれにあてる。

２　本会の予算は、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

３　本会の決算は、監事の監査、理事会の決定を経て総会の承認を受けなければならない。

４　この会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

第９章　事務局

第２１条　本会に事務局をおく。

２　事務局に関する規定は理事会の議決を経て定める。

第１０章 規約の変更

第２２条　この規約は会員の３分の２以上出席した総会において議決しなければ変更することができない。

第１１章　雑 則

第２３条　本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成１９年１月１９日から施行する。

この規約は、平成２０年１月２５日から施行する。

この規約は、平成２６年４月　１日から施行する。

この規約は、平成２７年７月１１日から施行する。

この規約は、令和元年８月３１日から施行する。

この規約は、令和３年７月１日から施行する。

この規約は、令和６年７月２１日から施行する。

この規約は、令和７年６月７日から施行する。

全国保健所管理栄養士会内規

（顧問）

第１条　顧問は次の各号の一つに該当する者とする。

（１）一般財団法人日本公衆衛生協会理事長の職にある者

（２）全国保健所長会長の職にある者

（３）前任会長等その他会長が必要と認めた者

（会費）

第２条　規約第７条に定める会員の年会費は、４，０００円とする。

２ 会員は、その年度の６月末日までに会費を納入しなければならない。

（事務所）

第３条　規約第２条に定める本会の事務所は、一般財団法人日本公衆衛生協会（東京都新宿区新宿１丁目 29 番 8 号におく。

附　則

この規約は、平成１９年１月１９日から施行する。

この規約は、平成２０年１月２５日から施行する。

この規約は、平成２７年７月１１日から施行する。

この規約は、令和７年６月７日から施行する。